

第20回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和5年1月10日（火）
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1階 会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 前 島 慎 也 | 2番 飯 村 伸 一 | 3番 三 輪 正 |
| 4番 高 橋 浩 | 5番 萩 原 重 信 | 6番 池 田 徹 |
| 7番 磯 部 進 | 8番 田 上 光 男 | 9番 高 野 済 |
| 10番 山 口 和 明 | 12番 花 和 清 治 | 13番 高 橋 憲 治 |
| 14番 小 松 與 平 | | |
- 4 欠席委員 11番 栗 原 茂
- 5 事務局
- | | | |
|---------|---------|-------------|
| 理事兼事務局長 | 額 賀 均 | 課 長 原 田 和 宣 |
| 課長補佐 | 石 崎 正 顕 | 主 幹 鈴 木 直 行 |
- 6 審議議案
- 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第3号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第4号 買受適格者証明願の意見の決定について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する意見の決定について
- 報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第4号 制限除外の農地の移動届の報告について
- 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願について
- 報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

午後 2 時 17 分 開 会

議長）只今より、第 20 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は 13 名ですので、会議規則第 6 条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 14 条の規定により、会議録署名委員に、1 番前島慎也委員、並びに 13 番高橋憲治委員の 2 名を指名いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、農地法第 3 条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 2 名で約 68 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、1 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。それでは、2 番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、2 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 2 名で約 47 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）池田委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3 番については、許可することに決定いたします。続いて、4 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 4 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 3 名で約 107 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、4 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。4 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4 番については、許可することに決定いたします。続いて、5 番については、次の 6 番と関連がございますので、一括審議といたします。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号、5 番及び 6 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 3 名で約 63 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有

権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番及び6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番及び6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番及び6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番及び6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号7件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地の有効利用を図るべく、申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル192枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、再生可能エネルギー固定買取制度を利用して、太陽光発電事業を行うべく、申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル154枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、親世帯と同居されておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後宅内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を

願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートに居住されておりますが、将来のことを考え、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、雨水浸透枳を設置し宅地内処理。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の4件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。

次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠が繁茂し、雑木も生え、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。

次に、議案第 4 号、買受適格証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。1 番について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番については、証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、証明することに決定いたします。続いて、2 番について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番については、証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2 番については、証明することに決定いたします。続いて、3 番について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3 番については、証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、３番については、証明することに決定いたします。只今の議案第４号の３件の証明願については、すべて証明するものと決定いたしました。

次に、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

（※農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に適合する旨を説明）

議長）議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第５号について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第５号 農業経営基盤強化促進法 第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、原案のとおり決定いたします。次に、議案第６号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第６号１番について、現地調査の結果をご報告いたします。相続税の納税猶予を受ける農地は３筆で面積が１８,３４０㎡と１筆で１,４０２㎡の畑です。現地を確認したところ、栗や野菜が作付けされ、適正に肥培管理されており問題はございませんでした。よって１番については、証明しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。ご審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、１番については、適格者として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、１番については、適格者として証明することに決定いたします。次に、報告第

1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局報告

議長)説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局報告

議長)説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局報告

議長)説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局報告

議長)説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局報告

議長)説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第6号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局報告

議長)説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局報告

議長)説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第20回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時55分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 5 年 1 月 10 日

議事録署名人

議 長

1 番

13 番